

静岡県警察留置管理に関する訓令

(平成 19 年 5 月 30 日県本部訓令第 24 号)

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 19 条)
 - 第 2 章 処遇
 - 第 1 節 留置の開始(第 20 条—第 24 条)
 - 第 2 節 処遇の態様等(第 25 条・第 26 条)
 - 第 3 節 起居動作の時間帯(第 27 条—第 29 条)
 - 第 4 節 物品の貸与等及び自弁(第 30 条—第 33 条)
 - 第 5 節 金品の取扱い(第 34 条—第 45 条)
 - 第 6 節 保健衛生及び医療(第 46 条—第 56 条)
 - 第 7 節 宗教上の行為(第 57 条)
 - 第 8 節 書籍等の閲覧(第 58 条—第 60 条)
 - 第 9 節 規律及び秩序の維持(第 61 条—第 71 条)
 - 第 10 節 面会(第 72 条—第 78 条)
 - 第 11 節 信書の発受(第 79 条—第 86 条)
 - 第 12 節 外国語による面会等(第 87 条)
 - 第 3 章 護送(第 88 条—第 92 条)
 - 第 4 章 不服申立て等
 - 第 1 節 審査の申請及び再審査の申請(第 93 条—第 99 条)
 - 第 2 節 事実の申告(第 100 条—第 105 条)
 - 第 3 節 苦情の申出(第 106 条—第 118 条)
 - 第 4 節 雑則(第 119 条・第 120 条)
 - 第 5 章 釈放、移送及び死亡
 - 第 1 節 釈放(第 121 条・第 122 条)
 - 第 2 節 移送(第 123 条)
 - 第 3 節 死亡(第 124 条)
 - 第 6 章 簿冊の備付け等(第 125 条・第 126 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この訓令は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成 17 年法律第 50 号。以下「法」という。）その他の法令に基づき、静岡県警察の留置管理に必要な基本的事項を定め、被留置者について適切な処遇を行うとともに、留置施設及び護送の適正な管理運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 被留置者

留置施設に留置されている者をいう。

(2) 被逮捕者

刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の規定により逮捕されて留置されている者をいう。

(3) 被勾留者

刑事訴訟法の規定により勾留されている者をいう。

(4) 被留置受刑者

受刑者としての地位を有する被留置者をいう。

(5) 未決拘禁者

被逮捕者、被勾留者その他未決の者として拘禁されている者をいう。

(構造設備)

第3条 留置施設の構造及び設備は、被留置者の健康及び衛生の保持その他被留置者の処遇に適切なものであるとともに、被留置者の逃走及び罪証の隠滅等を防止することができるものとしなければならない。

(留置業務管理者)

第4条 留置業務管理者は、県本部の留置施設にあつては総務部留置管理課長を、署の留置施設にあつては署長をもって充てる。

2 留置業務管理者は、被留置者の処遇、留置施設の管理運営及び留置業務全般について指揮監督に当たる。

3 留置業務管理者は、被留置者の数、性質等を考慮し、留置施設に必要な数の留置業務に従事する警察官を配置しなければならない。

4 留置業務管理者は、静岡県留置施設視察委員会に対し、留置施設の運営状況について、情報を提供するとともに、委員による視察及び被留置者との面接について、必要な協力をするものとする。

なお、当該委員会の意見に対しては、適切な措置を講じなければならない。

(留置業務責任者)

第5条 県本部及び署の留置施設に留置業務責任者を置き、県本部にあつては総務部留置管理課管理官を、署にあつては副署長又は次長をもって充てる。

2 留置業務責任者は、留置業務の管理運営等について留置業務管理者を補佐し、留置主任官及び留置担当官（留置主任官以外の留置業務に従事する警察官をいう。以下同じ。）、留置業務補助者及び女性処遇担当者を指揮監督するものとする。

(留置主任官)

第6条 県本部及び署の留置施設に留置主任官を置き、県本部にあつては留置業務を担当する課長補佐を、署にあつては留置管理課長（留置管理課長の配置のない署においては、警務課長）をもって充てる。

- 2 留置主任官は、留置業務管理者の命を受けて留置施設における留置業務を掌握し、留置担当官を指揮監督するものとする。
- 3 留置業務管理者は、当番時間帯における留置主任官の職務を警察署当番責任者（以下「署当番責任者」という。）又は警察署当番副責任者（以下「署当番責任者等」という。）に行わせるものとする。
- 4 留置業務管理者は、留置主任官が不在の場合に留置主任官の職務を行う者（以下「留置主任官代行者」という。）を捜査を担当しない部門の警部又は警部補の階級にある者のうちから、あらかじめ指定しておかなければならない。
(看守長)

第7条 本部長が必要と認める留置施設に看守長を置き、警部補をもって充てる。

- 2 看守長は、自ら看守勤務に従事するとともに留置主任官の命を受けて、看守勤務員の指揮監督及び指導教養に当たる。
(留置担当官)

第8条 留置業務管理者は、留置担当官を留置管理（護送を含む。）及び看守の各係に分け、適任者を配置しなければならない。

- 2 留置業務管理者は、看守係に欠員が生じたとき、又は第63条に定める特別要注意者等を留置したとき、若しくは被留置者が著しく増加したときは、必要に応じて看守勤務員を増強配置するなど適切な措置を講じなければならない。
- 3 留置担当官は、業務を担当する留置施設に留置されている被留置者に係る犯罪の捜査に従事してはならない。
(留置業務補勤者)

第9条 留置業務管理者は、前条の規定による留置担当官の行う留置管理（護送を含む。）及び看守の業務を補助して勤務する警察官（以下「留置業務補勤者」という。）をあらかじめ指定しておかなければならない。
(女性処遇担当者)

第10条 留置業務管理者は、女性被留置者の処遇及び護送等を担当する女性の留置担当官以外の女性職員（以下「女性処遇担当者」という。）をあらかじめ指定しておかなければならない。
(留置施設嘱託医)

第11条 留置業務管理者は、被留置者の健康診断、診療及び拘束衣等の使用時における意見聴取等を行うため、あらかじめ委嘱する医師（以下「嘱託医」という。）を置かなければならない。
(教養・訓練)

第 12 条 留置業務管理者は、適正な留置業務を推進するため、留置担当官、留置業務補勤者及び女性処遇担当者（以下「留置担当官等」という。）に対し、職務に必要な教養及び訓練を行わなければならない。

2 留置業務管理者は、留置担当官の中から、留置業務に関する知識及び技能を有する適任者を看守（護送）指導員に指定し、当該指定者に留置担当官等に対する教養及び訓練を行わせるものとする。

（実地監査）

第 13 条 本部長は、毎年度、法第 18 条に規定する実地監査を実施するに当たり、あらかじめ実施計画を作成し、公安委員会の承認を受ける。

2 法第 18 条の規定により本部長が指名した監査官（以下単に「監査官」という。）は、実地監査計画に従い、留置施設の管理運営、被留置者の処遇状況及び護送業務の実施状況について監査を実施し、必要な指導を行わなければならない。

3 留置業務管理者は、監査官から指導を受けた改善項目について、その改善結果を本部長に報告しなければならない。

4 本部長は、実地監査の結果を 4 半期ごとに取りまとめ、公安委員会に報告する。

（参観）

第 14 条 留置業務管理者は、留置施設の参観の申出があった場合において、相当と認めるときは、これを許すことができる。この場合において、あらかじめ実施計画を本部長へ報告するものとする。

（巡視）

第 15 条 省略

（巡回）

第 16 条 省略

（被留置者の出入場）

第 17 条 看守勤務員は、被留置者を留置施設に出入場させるときは、留置主任官の承認を得なければならない。

2 留置主任官は、被留置者を留置室から出室させるときは、出室する被留置者数を上回る人数の留置担当官等をこれに立ち合わせ、その動静を常時監視させなければならない。

（異常発見の場合の措置）

第 18 条 留置担当官等は、被留置者又は留置施設について異常を発見したときは、応急の措置をとり、直ちに留置主任官を経て留置業務管理者に報告しなければならない。

2 留置業務管理者は、前項の報告を受けた場合において、被留置者の逃走、自殺、疾病による死亡その他重要な事故に係るものについては、速やかに、本部長に報告しなければならない。

- 3 留置業務管理者は、被逮捕者以外の者について第1項の報告を受けたときは、速やかにその者の身体の拘束につき権限を有する者に通知しなければならない。

(鍵の保管)

第19条 省略

第2章 処遇

第1節 留置の開始

(留置時の措置)

第20条 留置業務管理者は、留置に当たり、性別、20歳以上の者又は少年の別及び受刑者としての地位を有するか否かの区分に従い、それぞれ分離しなければならない。

- 2 留置業務管理者は、女性及び少年の留置に当たり、原則として専用又は集中指定がなされた留置施設に留置するものとする。
- 3 留置業務管理者は、少年を留置する場合において、当該少年が少年法（昭和23年法律第168号）第20条第1項又は第62条第1項の規定による検察官への逆送の決定があった同項に規定する特定少年の被疑事件の被疑者である場合で、前2項の規定により難い事情があるときは、これらの規定にかかわらず、20歳以上の者と分離しての留置又は専用若しくは集中指定がなされた留置施設への留置をしないことができる。この場合においては、署の留置業務管理者は、あらかじめ総務部留置管理課長に協議するものとする。
- 4 留置主任官及び署当番責任者等は、新たに被留置者を留置するときは、事件内容、共犯関係、被留置者の性格、行状、健康等に配慮して留置室を指定するとともに、留置手続に立ち会わなければならない。
- 5 捜査主任官（犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第20条に規定する捜査主任官をいう。以下同じ。）は、被疑者等の留置を要請するに当たり、被疑者等の人定、犯罪の態様、弁護人の選任、病歴その他適正処遇に必要な事項について、留置主任官に連絡しなければならない。
- 6 留置主任官は、被留置者の処遇の適正を図るため必要があると認めるときは、捜査主任官に対し、当該被留置者の健康状態その他処遇上留意すべき事項を連絡しなければならない。
- 7 留置業務管理者は、被留置者から申出があった場合には、原則として留置の開始時に当該被留置者の家族又はこれに代わるべき者に当該被留置者を留置している旨を通知しなければならない。ただし、捜査上特に支障のある場合は、この限りでない。

(留置開始時の告知)

第21条 留置業務管理者は、被留置者に対し、その留置施設における留置の開始に際し、被留置者としての地位に応じ、法第180条に規定する告知事項を記載した書面（以下「告知書」という。）を提示して行わなければならない。被留置者としての地位を異にするに至ったときも、同様とする。

2 前項の告知事項に変更があったときは、留置業務管理者は、被留置者に対し、速やかに変更に係る告知書を提示するものとする。

3 前2項に規定するもののほか、留置業務管理者は、被留置者が告知事項を確認するため必要と認めるときは、被留置者に対し、告知書を提示するものとする。

(留置の委託及び受託)

第22条 留置業務管理者は、罪証隠滅の防止その他特別の理由があるときは、他の留置業務管理者に対し、留置を委託することができる。この場合において、留置の要請を受けた留置業務管理者は、特別な理由がある場合を除き受託しなければならない。

2 総務部長は、留置の委託及び受託に関し、必要により調整を行うものとする。

3 留置の委託をしようとする留置業務管理者（以下「委託留置業務管理者」という。）は、委託先の留置業務管理者（以下「受託留置業務管理者」という。）に、被留置者名簿等を送付して留置を委託するものとする。

(識別のための身体検査)

第23条 留置担当官は、法第181条第1項の規定により留置の開始に際し、その者の識別のため必要な限度で、その身体を検査するものとする。その後必要が生じたときも、同様とする。

2 女性被留置者の身体検査は、女性の留置担当官が行うものとする。ただし、女性の留置担当官が当該検査を行うことができない場合は、留置主任官（当番時間帯にあつては、署当番責任者）及び留置担当官の指揮を受けて女性処遇担当者が行うこと。

(疾病及び外傷等の調査)

第24条 留置業務管理者は、留置担当官に被留置者の留置の開始に際し、疾病、外傷等の有無その他の健康状態につき事情を聴取させなければならない。

2 留置担当官は、被留置者が留置施設に出入場する場合には、その都度、その者の身体につき外傷その他の異常がないかどうかを確認し、異常を発見したときは、その状況、原因等を詳細に記録しておかなければならない。

3 女性被留置者に対する疾病、外傷等の調査は、原則として女性の留置担当官又は女性処遇担当者が行わなければならない。

第2節 処遇の態様等

(処遇の態様)

第25条 被留置者の処遇は、運動、入浴、面会及び健康診断又は診療の場合を除き、昼夜留置室において行う。

2 留置業務管理者は、未決拘禁者について罪証の隠滅のおそれがないと認められる場合に限り、単独の留置をしないことができる。

3 留置業務管理者は、未決拘禁者について罪証の隠滅のおそれがある場合は、留置室外においても、相互に接触させてはならない。

(留置施設における矯正処遇)

第 26 条 留置施設においては、被留置受刑者の矯正処遇は行わない。

第 3 節 起居動作の時間帯

(起居動作の時間帯等)

第 27 条 留置業務管理者は、被留置者の起床、就寝、食事、運動等の起居動作をすべき時間帯について次表の時間帯から定め、被留置者に告知するものとする。

朝 食	午前 6 時 30 分から午前 8 時 30 分までの間
昼 食	午前 11 時から午後 1 時までの間
夕 食	午後 4 時 30 分から午後 7 時までの間
就寝及び起床	午後 9 時から翌日の午前 8 時までの間で連続する 8 時間以上
運 動	午前 7 時から午後 5 時までの間

(起居動作をすべき時間帯の確保及び補完措置)

第 28 条 留置主任官は、定められた時刻を過ぎても被留置者に対する取調べ等が行われているときは、捜査主任官に対し、取調べ等の打切りの検討を要請しなければならない。

2 留置主任官は、やむを得ない事由により食事、就寝、運動、健康診断又は入浴を実施すべき時間帯に実施できない場合には、確実に補完措置を取らなければならない。ただし、運動について護送その他の事情により留置施設の執務時間内にその補完措置を講ずることができないときは、この限りでない。

(活動の援助)

第 29 条 留置業務管理者は、被留置者に対し、留置施設に備え付けた書籍等（書籍、雑誌、新聞紙及びその他の文書図画）を貸与することにより知的、教育的及び娯楽的活動等の援助をするものとする。

第 4 節 物品の貸与等及び自弁

(物品の貸与等)

第 30 条 被留置者には、食事及び湯茶を支給する。

2 被留置者には、次に掲げる物品を貸与する。ただし、第 4 号及び第 5 号の物品については、特に必要とする場合に限るものとし、第 6 号の物品について自弁のものを使用させる場合には、この限りでない。

- (1) 寝具
- (2) 日用品（食器類、ちり紙、石けん類、洗面器、スリッパ等）
- (3) 筆記具
- (4) 衣類
- (5) タオル類
- (6) 老眼鏡等の補正器具

(自弁の物品の使用等)

第 31 条 留置業務管理者は、被留置者が次に掲げる物品について自弁のものを使用し、又は摂取したい旨の申出をした場合には、留置施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合、第 64 条により禁止される場合及び被留置受刑者について改善更正に支障を生ずるおそれがある場合を除き、許すものとする。

- (1) 衣類
- (2) 米飯類、パン類、麺類、そうざい類及び乳製品
- (3) 菓子類及び清涼飲料水
- (4) タオル類、石けん類、ヘアブラシ、薬用クリーム及び綿棒
- (5) 筆記具、封筒その他の物品
- (6) その他留置業務管理者が特に必要であると認めるもの
(補正器具等の自弁)

第 32 条 留置業務管理者は、次に掲げる物品については、留置施設内の規律及び秩序の維持その他施設の管理運営上支障を生ずるおそれがある場合を除き、自弁のものを使用させるものとする。

- (1) 眼鏡、コンタクトレンズ、義歯、かつら、医師が療養上必要と認めた車椅子、松葉杖、コルセット等の補正器具
- (2) 印紙、印鑑
- (3) 衛生用品

2 前項各号の物品について、被留置者が自弁のものを使用することができない場合であって、必要と認めるときは、その者にこれを貸与し、又は支給するものとする。
(物品の貸与等の基準)

第 33 条 被留置者に支給し、若しくは貸与し、又はその自弁を許す物品は、被留置者の健康を保持するに足り、かつ、国民生活の実情等を考慮し、被留置者としての地位に照らして適当と認められるものでなければならない。

第 5 節 金品の取扱い

(金品の検査及び保管)

第 34 条 留置主任官は、被留置者が留置時に所持する現金、物品及び許可されて差入れを受けた現金、物品その他留置中に取得した現金、物品（以下「金品」という。）を検査するとともに、保管しなければならない。ただし、留置施設の管理運営上支障があると認めた場合は、この限りでない。

2 留置主任官は、前項の規定により金品を保管するに当たり、現金、貴重品、危険物及びその他の物品に区別し、その数量を明確にして施錠設備のある保管庫に収納するとともに、定期的に点検しなければならない。

(留置時の所持物品等の処分)

第 35 条 留置業務管理者は、被留置者が留置時に所持する物品及び留置中に取得した物品（差入れ物品を除く。）が次の各号のいずれかに該当するときは、被留置者に対

し、その物品について、親族その他相当と認める者への交付その他相当の処分を求めるものとする。

- (1) 保管の不便なもの
- (2) 腐敗し、又は滅失するおそれがあるもの
- (3) 危険を生ずるおそれがあるもの

- 2 留置業務管理者は、前項の規定により物品の処分を求めた場合において、被留置者が相当の期間内にその処分をしないときは、これを売却してその代金を領置するものとする。ただし、売却することができないものは、廃棄することができる。

なお、その手続は、別に定める。

(差入物の引取り等)

第 36 条 留置業務管理者は、被留置者に差入れ又は送付した金品（以下「差入金品」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その金品を持参し、又は送付した者（以下「差入人」という。）に対し、その引取りを求めるものとする。

- (1) 被留置者に交付することにより、留置施設内の規律及び秩序を害するおそれがあるとき。
- (2) 交付の相手方が未決拘禁者である場合において、刑事訴訟法の定めるところによりその者が交付を受けることが許されない物品であるとき。
- (3) 交付の相手方が被留置受刑者であり、かつ、差入人が親族以外の者である場合において、その被留置受刑者に交付することにより、その改善更正に支障を生ずるおそれがあるとき。
- (4) 差入人の氏名が明らかでないものであるとき。
- (5) 自弁物品等以外の物品であるとき。
- (6) 前条第 1 項各号のいずれかの物品であるとき。

- 2 前項の差入金品のうち、差入人が所在不明等のため引取りを求めることができない金品及び前項の引取り物品には当たらないが被留置者が受領を拒否した金品等の取扱い（当該金品の県への帰属及び売却手続を含む。）については、別に定める。

(金品の引渡し及び領置)

第 37 条 被留置者が留置される際に所持する現金、物品又は被留置者が留置中に取得した物品で第 35 条第 1 項各号のいずれにも該当しないもの、差入金品のうち前条第 1 項各号のいずれにも該当しないもので法の規定により被留置者が使用又は摂取できるものは、被留置者に引き渡すものとする。

- 2 前項の物品のうち、法の規定により被留置者が使用し、又は摂取することができるもの以外のもの及び第 34 条第 1 項の金品であって前条第 1 項第 1 号、第 3 号又は第 4 号のいずれにも該当しないものについては、留置業務管理者が領置するものとする。

(保管私物等)

第 38 条 留置業務管理者は、被留置者が引渡しを受けて保管する物品及び被留置者が受けた信書で保管を希望するもの（以下「保管私物」という。）の保管方法について、次に掲げる留置施設の管理運営上必要な制限を行うことができる。

- (1) 保管私物を保管させる場所
 - (2) 保管私物の出し入れを行うことができる時間帯
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか留置施設の管理運営上必要と認められる事項
- 2 留置業務管理者は、留置施設に設けられた収納庫の大きさ等を考慮して、保管限度量及び領置限度量を定めなくてはならない。
- 3 留置業務管理者は、被留置者の保管私物が保管限度量を超えるとき、又は領置総量（被留置者が当事者である継続中の裁判所の事件に関する記録その他の書類又はその写し及び留置業務管理者が保管総量及び領置総量から除くことが相当と認める物品の量を除く。以下同じ。）が領置限度量を超えるときは、被留置者に対し、その超過量に相当する量の物品について、親族その他相当と認める者への交付、その他相当の処分を求めることができる。また、腐敗し、又は滅失するおそれが生じた物品についても同様の扱いとする。
- 4 前項の場合において、被留置者が相当の期間内にその処分をしない時は、第 35 条第 2 項の規定を準用する。
- 5 留置業務管理者は、被留置者が保管私物の預託を求めた場合において、相当と認めるときは、これを領置することができる。ただし、領置総量が領置限度量を超えるときとなる場合は、この限りでない。
- 6 留置業務管理者は、前項の規定により領置している物品について、被留置者がその引渡しを求めた場合には、これを引き渡すものとする。ただし、保管総量が保管限度量を超えるときとなる場合は、この限りでない。

（領置金の使用）

第 39 条 留置業務管理者は、被留置者が自弁物品等を購入し、又は留置施設における日常生活上自ら負担すべき費用に充てるため、領置されている現金を使用することを申請した場合には、必要な金額の現金の使用を認めるものとする。ただし、自弁物品等を購入するための現金の使用の場合については、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 購入することにより、保管総量が保管限度量を超え、又は領置総量が領置限度量を超えるとき。
- (2) 被留置者が未決拘禁者である場合において、刑事訴訟法の定めるところにより自弁物品等の購入が許されないとき。

（保管私物又は領置金品の交付）

第 40 条 留置業務管理者は、被留置者が、保管私物又は領置されている金品（文書図画を除く。）について、他の者（当該留置施設に留置されている者を除く。）への交

付（信書の発信に該当するものを除く。）を求めた場合には、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これを許すものとする。

- (1) 相手方が親族以外の者であって、交付により、留置施設内の規律及び秩序を害するおそれがあるとき。
- (2) 被留置者が未決拘禁者である場合において、刑事訴訟法の定めるところにより交付が許されない物品であるとき。
- (3) 被留置者が被留置受刑者である場合において、交付により、その改善更正に支障を生ずるおそれがあるとき。

（差入れ等に関する制限）

第 41 条 留置業務管理者は、差入人による被留置者に対する金品の交付及び被留置者による自弃物品等の購入について、留置施設の管理運営上必要な制限を設けることができる。

2 前項に規定する差入人による被留置者に対する金品の交付についての制限は、次に掲げるものとする。

- (1) 交付の申出を行う日及び時間帯
- (2) 一人の被留置者に対し 1 回に交付することができる現金の額の上限又は物品の品目及び数量の上限
- (3) 留置業務管理者が定める種類の物品について、交付する物品を取り扱うことができる事業者

3 第 1 項に規定する被留置者による自弃物品等の購入についての制限は、次に掲げるものとする。

- (1) 購入の申請を行う日及び時間帯
- (2) 1 回の購入の申請により使用することができる自弃物品等の品目及び数量の上限
- (3) 留置業務管理者が定める種類の物品について、自弃物品を取り扱うことができる事業者

4 留置業務管理者は、差入人に対し、次に掲げる事項を記載した申出書の提出を求めることができる。

- (1) 差入人の住所、氏名及び電話番号
- (2) 金品の交付を希望する被留置者の氏名
- (3) 金品の交付を希望する被留置者との関係
- (4) 現金を交付する場合にあっては当該現金の額、物品を交付する場合にあっては当該物品の品目及び数量

5 留置業務管理者は、差入人に対し、前項の申出書の記載内容を証明するに足りる書類等の提出又は提示を求めることができる。

（領置物の引渡し）

第 42 条 留置業務管理者は、被留置者の移送又は釈放の際には、領置している金品を当該被留置者に引き渡すものとする。

2 留置担当官等は、前項に規定する引渡しに当たり、その金品について、第 34 条に規定する検査と同様の検査を遅滞なく実施しなければならない。

(釈放された者の遺留物)

第 43 条 釈放された被留置者が留置施設に遺留した金品（以下「遺留物」という。）は、その釈放の日から起算して 6 月を経過する日までに、その者からその引渡しを求める申出がなく、又はその引渡しに要する費用の提供がないときは、静岡県に帰属するものとする。

なお、その手続は、別に定める。

2 前項の期間内でも留置業務管理者は、腐敗し、又は滅失するおそれが生じた遺留物は、廃棄することができる。

(逃走者等の遺留物)

第 44 条 被留置者が次の各号のいずれかの場合において、それぞれ各号に掲げる日から起算して 6 月を経過する日までに、その者から引渡しを求める申出がなく、又は引渡しに要する費用の提供がないときは、前条第 1 項の規定を準用する。

(1) 逃走したときは、逃走した日

(2) 法第 215 条第 2 項の規定により解放された場合において、同条第 3 項に規定する避難を必要とする状況がなくなった後、速やかに同項に規定する場所に出頭しなかったときは、避難を必要とする状況がなくなった日

2 留置業務管理者は、前項の遺留物が腐敗し、又は滅失するおそれが生じたときは、廃棄することができる。

(死亡者の遺留物)

第 45 条 死亡した被留置者の遺留物（以下「死亡者遺留物」という。）は、次に掲げる遺族等に対し、その申請に基づき、引き渡すものとする。

(1) 被留置者の親族（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

(2) 被留置者がその国籍を有する外国の大使、公使、領事その他領事任務を遂行する者

(3) 前 2 号に掲げる者のほか、死亡した被留置者の死体の埋葬若しくは火葬を行う者又は死亡した被留置者の遺留物の管理を行うことが適当であると認められる者

2 死亡者遺留物の引渡しは、前項に定める申請を最初に行った遺族等に対して行うものとする。

3 留置業務管理者は、死亡者遺留物がある場合において、その遺族等の所在が明らかでないため第 124 条の規定による通知をすることができないときは、刑事収容施設及

び被収容者等の処遇に関する法律施行令（平成 18 年政令第 192 号）第 1 条第 1 号に規定する方法により公告しなければならない。

- 4 死亡者遺留物は、第 124 条の規定による通知をし、又は前項の規定により公告をした日から起算して 6 月を経過する日までに、引渡しの申請がないときは、静岡県に帰属するものとする。

なお、その手続は、別に定める。

- 5 留置業務管理者は、死亡者遺留物が腐敗し、又は滅失するおそれが生じたときは、廃棄することができる。

第 6 節 保健衛生及び医療

（保健衛生等）

第 46 条 留置業務管理者は、被留置者の心身の状況を把握し、被留置者の健康及び留置施設内の衛生を保持するため、社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし、適切な保健衛生上及び医療上の措置を講ずるものとする。

- 2 留置業務管理者は、留置施設内の採光、照明、換気等の環境整備及び清掃、洗濯、入浴等による被留置者の保健衛生に努めなければならない。
- 3 留置業務管理者は、応急手当に必要な薬品等を留置施設に常備しておかなければならない。

（給食）

第 47 条 被留置者に支給する食事は、衛生的に調理され、かつ、健康及び体力の保持に必要な栄養のあるものでなければならない。

- 2 留置業務管理者は、被留置者の食事を調製する業者を指定しなければならない。

（運動）

第 48 条 被留置者には、休日を除き、留置施設内に設置された運動場において、その健康を保持するため適切な運動を行う機会を与えなければならない。ただし、護送その他の事情により留置施設の執務時間内にその機会を与えることができないときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、運動を行わない日が連続して 3 日とならないようにしなければならない。

（被留置者の清潔保持）

第 49 条 留置業務管理者は、被留置者に対し、身体、着衣及び所持品並びに居室その他日常使用する場所を清潔にするよう努めさせなければならない。

（入浴）

第 50 条 留置業務管理者は、被留置者の入浴の回数及び時間を定めなければならない。

- 2 前項の入浴の回数は、1 週につき 2 回とする。
- 3 入浴には、留置担当官が立ち会うものとする。ただし、女性被留置者の入浴の立会いは、女性の留置担当官又は女性処遇担当官が立ち会うものとする。

(調髪及びひげそり)

第 51 条 留置業務管理者は、被留置者が調髪及びひげそりを行いたい旨の申出をした場合には、留置業務管理者が指定する場所においてこれを許すものとする。

(健康診断等)

第 52 条 留置業務管理者は、被留置者に対し、おおむね 1 か月に 2 回、次に掲げる項目について嘱託医による健康診断を行わなければならない。また、留置施設における保健衛生上必要があると認めるときも、同様とする。

- (1) 既往歴及び生活歴の調査
- (2) 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- (3) 血圧の測定
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、嘱託医が必要と認める項目

(診療等)

第 53 条 留置業務管理者は、被留置者が次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに嘱託医等による診療を行い、その他必要な医療上の措置をとるものとする。ただし、第 1 号に該当する場合において、その者の生命に危険が及び、又は他人にその疾病を感染させるおそれがないときは、その者の意思に反しない場合に限る。

- (1) 負傷し、若しくは疾病にかかっているとき、又はこれらの疑いがあるとき。
- (2) 絶食等し、その生命に危険が及ぶおそれがあるとき。

2 留置業務管理者は、前項の規定により診療を行う場合において、被留置者を病院又は診療所に通院させ、やむを得ないときは、被留置者を病院又は診療所に入院させることができる。

(指名医による診療)

第 54 条 留置業務管理者は、負傷し、又は疾病にかかっている被留置者が、自ら指名する医師等による診療を求めた場合において、傷病の種類及び程度、留置施設に留置される前にその医師等による診療を受けていたことその他の事情に照らして、その被留置者の医療上適当であると認める医師等（以下「指名医」という。）に留置施設内又は留置業務管理者が適当と認める病院若しくは診療所において、自弁によりその診療を受けることを許すことができる。ただし、被留置者が逃走し、自身を傷つけ、若しくは他人に危害を加え、留置施設若しくは病院若しくは診療所の設備、器具その他の物を損壊し、又は罪証を隠滅することの防止に支障のない場合に限るものとする。

2 留置業務管理者は、指名医による診療を受けることを認める場合において、指名医の診療方法を確認するため必要があるときは、留置担当官等をその診療に立ち合わせ、若しくはその診療に関して指名医に質問させ、又は診療記録の写しその他のその診療に関する資料の提出を求めることができる。

3 留置業務管理者は、指名医による診療を受けることを認める場合において、指名医に対し、次に掲げる事項について書面又は口頭で指示するものとする。

- (1) 留置施設において診療を行う場合には、正当な理由なく、当該診療を行う場所以外の場所に立ち入ってはならないこと。
 - (2) 留置施設において診療を行う場合には、医療器具及び医療設備について留置業務管理者が許したものの以外のもを使用しないこと。
 - (3) 留置業務管理者があらかじめ許した場合を除き、被留置者との間の物品の授受その他不必要な行為をしてはならないこと。
 - (4) 診療に必要な範囲を逸脱する会話をしてはならないこと。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、留置施設内の規律及び秩序の維持その他施設の管理運営上支障を生ずるおそれがある行為をしてはならないこと。
- 4 留置業務管理者は、指名医による診療を受けることを認めた場合において、その指名医が、第2項の留置業務管理者が求める措置に従わないとき、第3項の留置業務管理者が指示する事項を遵守しないとき、その他その診療を継続することが不相当であると判断されるときは、これを中止し、以後、その指名医の診療等を受けることを認めないものとする。

(感染症予防上の措置)

第55条 留置業務管理者は、留置施設内における感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要がある場合には、被留置者に対し、次の各号のいずれかの措置をとるものとする。

- (1) 感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物品について、その所持者である被留置者に対し、当該物品の移動を制限し、若しくは禁止し、又は消毒、廃棄その他必要な措置をとること。
- (2) 運動の機会を与えないこと。
- (3) 入浴、調髪又はひげそりを行わせないこと。
- (4) その他必要と認める措置

(養護のための措置等)

第56条 留置業務管理者は、高齢者、妊産婦、身体虚弱者その他の養護を必要とする被留置者について、その養護を必要とする事情に応じ、傷病者のための措置に準じた措置をとるものとする。ただし、子の養育は、行わせない。

第7節 宗教上の行為

(宗教上の行為)

第57条 留置業務管理者は、被留置者が留置室において行う個別の礼拝その他の宗教上の行為は、これを禁止し、又は制限してはならない。ただし、留置施設内の規律及び秩序の維持その他施設の管理運営上支障がある場合は、この限りでない。

第8節 書籍等の閲覧

(自弁の書籍等の閲覧)

第 58 条 留置業務管理者は、被留置者が自弁の書籍等を閲覧することにより次の各号のいずれかに該当する場合には、その閲覧を禁止することができる。

- (1) 留置施設内の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき。
 - (2) 被留置者が未決拘禁者である場合において、罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがあるとき。
 - (3) 被留置者が被留置受刑者である場合において、その改善更正に支障を生ずるおそれがあるとき。
- 2 留置業務管理者は、前項の規定にかかわらず、閲覧禁止部分を削除又は抹消することにより、前項各号のいずれにも該当しなくなると認める場合には、削除等の措置を講じた上で、当該自弁の書籍等の閲覧を認めることができる。ただし、削除等の措置を講ずることに、被留置者の同意がない場合、留置施設の管理運営上支障が生ずるおそれがある場合及び自弁の書籍等が被留置者の所有に属さないおそれがある場合のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- 3 前項の同意は、削除又は抹消の措置を講ずる前に書面により得るものとする。
- 4 留置担当官は、前項による閲覧を禁止すべき事由の有無を確認するため自弁の書籍等の翻訳が必要であるときは、被留置者にその費用を負担させることができる。この場合において、被留置者が負担すべき費用を負担しないときは、その閲覧を禁止するものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、書籍等の翻訳の費用を負担できない被留置者が次の各号のいずれかに該当する場合において、留置業務管理者が書籍等の閲覧の目的に照らし、相当と認めるときは、その全部又は一部を静岡県を負担とすることができるものとする。
- (1) 国語の書籍等を理解する能力に欠ける場合
 - (2) 視覚障害者であつて、点字によらなければ書籍等を閲覧できない場合
(新聞紙に関する制限)

第 59 条 留置業務管理者は、被留置者が取得することができる新聞紙の範囲及び取得方法について、留置施設内の管理運営上必要な次に掲げる制限をすることができる。

- (1) 新聞紙の数量の上限
- (2) 新聞紙を取り扱う事業者
(時事報道に接する機会)

第 60 条 留置業務管理者は、被留置者に対し、日刊新聞紙の備付け、報道番組の放送その他の方法により、できる限り主要な時事の報道に接する機会を与えるように努めなければならない。

第 9 節 規律及び秩序の維持

(留置施設内の規律及び秩序)

第 61 条 留置業務管理者は、留置施設内の規律及び秩序の適正な維持に努めなければならない。

2 前項の目的のためとる措置は、被留置者の留置を確保し、並びにその処遇のための適切な環境及びその安全かつ平穏な共同生活を維持するため必要な限度を超えてはならない。

(遵守事項等)

第 62 条 留置業務管理者は、留置に当たり被留置者が遵守すべき事項（以下「遵守事項」という。）を被留置者としての地位に応じ、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

(1) 犯罪行為をしてはならないこと。

(2) 他人に対し、粗野若しくは乱暴な言動をし、又は迷惑を及ぼす行為をしてはならないこと。

(3) 自身を傷つける行為をしてはならないこと。

(4) 留置担当官等の職務の執行を妨げる行為をしてはならないこと。

(5) 自己又は他の被留置者の留置の確保を妨げるおそれのある行為をしてはならないこと。

(6) 留置施設の安全を害するおそれのある行為をしてはならないこと。

(7) 留置施設内の衛生又は風紀を害する行為をしてはならないこと。

(8) 金品について、不正な使用、所持、授受その他の行為をしてはならないこと。

(9) 前各号のほか、留置施設内の規律及び秩序を維持するため必要な事項

(10) 前各号の事項について定めた遵守事項に違反する行為を企て、あおり、唆し、又は援助してはならないこと。

2 前項のほか、留置担当官等は、留置施設内の規律及び秩序を維持するため必要がある場合には、被留置者に対し、その生活及び行動について指示することができる。

(特別要注意者等への指定)

第 63 条 留置業務管理者は、被留置者の言動、経歴又は犯罪の態様等から逃走、自殺、自傷又は通謀等のおそれが認められるとき、及び疾病等により必要があると認めるときは、特別要注意者に指定するものとする。また、不当要求、抗議、けん制及び規律無視など留置施設内の規律及び秩序を害するおそれがあると認められるときは、問題被留置者に指定するものとする。

2 留置業務管理者は、前項に規定する指定を行ったときは、留置担当官の増強、単独留置及び対面監視を行う等の必要な措置を講じなければならない。

3 留置主任官は、第 1 項に指定した被留置者について、指定の必要がなくなつたと認めるときは、留置業務管理者の指揮を受けて指定を解除するものとする。

4 留置業務管理者は、第 1 項の規定により指定を行い、又は解除したときは、速やかに本部長に報告しなければならない。

(反則行為があった場合の自弁物品に関する措置)

第 64 条 留置業務管理者は、被留置者が次に掲げる反則行為を行った場合において、留置施設内の規律及び秩序を維持するため必要があるときは、第 31 条第 3 号に定める物品について、3 日を超えない期間に限り、自弁のものの摂取を許さない措置をとることができる。ただし、この措置は、反則行為を抑制するのに必要な限度を超えてはならないものとする。

- (1) 犯罪行為
- (2) 他人に対する粗野若しくは乱暴な言動又は他人に対し迷惑を及ぼす行為
- (3) 留置担当官等の職務の執行を妨げる行為
- (4) 留置施設内の安全を害するおそれのある行為
- (5) 留置施設内の衛生を害する行為

2 留置業務管理者は、この条に定める反則行為に対する措置をとる場合において、留置施設内の規律及び秩序を維持するため必要があるときは、次に掲げる物を県に帰属させることができる。ただし、反則行為をした被留置者以外の者に属する物については、この限りでない。

- (1) 当該反則行為を組成した物
- (2) 反則行為の用に供し、又は供しようとした物
- (3) 反則行為によって生じ、若しくはこれによって得た物又は反則行為の報酬として得た物
- (4) 前号の物の対価として得た物

3 留置業務管理者が行う反則行為の調査、反則行為に対する措置の手續及び措置の執行方法等については、法第 154 条から第 156 条までの規定によるほか、別に定める。

4 第 1 項の措置は、捜査の目的のために行ってはならない。

5 留置業務管理者は、被留置者に反則行為に対する措置を科したときは、その状況を速やかに本部長に報告しなければならない。

(反則行為があった場合の自弁の書籍等に関する措置)

第 65 条 留置業務管理者は、被留置者が反則行為を行った場合において、留置施設内の規律及び秩序を維持するため必要があるときは、自弁の書籍等（被告人若しくは被疑者としての権利の保護又は訴訟の準備その他の権利の保護に必要と認められるものを除く。）について、3 日を超えない期間に限り、その閲覧を許さない措置をとることができる。ただし、この措置は、反則行為を抑制するのに必要な限度を超えてはならないものとする。

2 前条第 2 項から第 5 項までの規定は、この条の反則行為に対する措置について準用する。

(身体の検査等)

第 66 条 留置担当官は、留置施設内の規律及び秩序を維持するため必要がある場合には、被留置者について、その身体、着衣、所持品及び居室を検査し、並びにその所持品を取り上げて一時保管することができる。

- 2 被留置者の身体検査は、肌着を脱がさない限度で行うものとする。ただし、留置主任官及び署当番責任者等が凶器又は危険物等を所持している疑いがあると認めるときは、留置施設に備え付けの身体検査衣を着用させるなどの方法により、肌着を脱がせて行うことができる。
- 3 被留置者に対する留置の開始時における身体検査は、留置施設内の身体検査室において行うものとする。ただし、身体検査室がないなど身体検査室で身体検査を行えない場合は、留置業務管理者が指定する留置施設内の適当な場所において行うこと。
- 4 女性被留置者の身体検査については、第 23 条第 2 項の規定を準用する。この場合において、当該被留置者の羞恥心に配慮し、男性の留置担当官等が身体検査室に入室し、又は検査対象者の姿が見える場所に位置してはならない。
- 5 留置担当官は、留置施設内の規律及び秩序を維持するため必要がある場合には、当該施設内において、被留置者以外の者（弁護士又は弁護士となろうとする者（以下「弁護士等」という。）を除く。）の着衣及び携帯品を検査し、並びにその所持品を取り上げて一時保管することができる。ただし、文書図画の内容の検査は行ってはならないものとする。

（戒具等の使用）

第 67 条 留置担当官等は、被留置者を護送する場合又は被留置者が次の各号のいずれかに該当するおそれがある場合には、捕縄又は手錠を使用することができる。

- (1) 逃走すること。
 - (2) 自身を傷つけ、又は他人に危害を加えること。
 - (3) 留置施設の設備、器具その他の物を損壊すること。
- 2 留置担当官は、被留置者が自身を傷つけるおそれがある場合において、他にこれを防止する手段がないときは、留置業務管理者の指揮により拘束衣を使用することができる。ただし、捕縄、手錠又は防声具と同時に使用してはならない。
 - 3 留置保護室が設置されていない留置施設においては、留置担当官は、被留置者が留置担当官等の制止に従わず大声を発し続けて、留置施設内の規律及び秩序を害する場合において、他にこれを制止する手段がないときは、留置業務管理者の指揮により、防声具を使用することができる。この場合において、その被留置者が防声具を取り外し、又は損壊することを防ぐため必要があるときは、当該防声具の使用と併せて捕縄又は手錠を使用することができる。
 - 4 拘束衣又は防声具を使用する場合において、留置業務管理者の指揮を待ついとまがないときは、留置担当官等は、その指揮を待たないで、使用することができる。この場合においては、速やかにその旨を留置業務管理者に報告するものとする。

- 5 拘束衣又は防声具の使用期間は、原則として3時間とする。ただし、拘束衣の使用については、特に継続の必要があると認める場合に限り、12時間を超えない範囲内で、3時間ごとにその期間を更新することができる。
- 6 留置業務管理者は、拘束衣又は防声具の使用の必要がなくなったときは、直ちにその使用を中止させなければならない。
- 7 被留置者に対して拘束衣若しくは防声具を使用し、又は拘束衣の使用の期間を更新した場合には、留置担当官は、速やかにその被留置者の健康状態について、嘱託医の意見を聴かなければならない。
- 8 留置業務管理者は、拘束衣又は防声具を使用し、又は使用を中止したときは、速やかに本部長に報告しなければならない。

(留置保護室への収容)

第68条 留置担当官は、被留置者が次の各号のいずれかの場合には、留置業務管理者の指揮により、当該被留置者を留置保護室に収容することができる。

- (1) 自己を傷つけるおそれがあるとき。
- (2) 次のアからウまでのいずれかの場合で、留置施設内の規律及び秩序を維持するため特に必要があるとき。
 - ア 留置担当官の制止に従わず、大声又は騒音を発するとき。
 - イ 他人に危害を加えるおそれがあるとき。
 - ウ 留置施設の設備、器具その他の物を損壊し、又は汚損するおそれがあるとき。

- 2 留置保護室に収容する場合において、留置業務管理者の指揮を受けるいとまのない場合には、留置担当官等は、その指揮を受けないで、収容することができる。この場合においては、その旨を速やかに留置業務管理者に報告するものとする。
- 3 留置保護室の収容の期間は、72時間以内とする。ただし、特に継続の必要がある場合には、留置業務管理者は、48時間ごとにこれを更新することができる。
- 4 留置業務管理者は、被留置者を留置保護室に収容中であっても、収容の必要がなくなったときは、直ちにその収容を中止するものとする。
- 5 被留置者を留置保護室に収容し、又はその収容の期間を更新した場合には、留置業務管理者は、速やかにその被留置者の健康状態について、嘱託医の意見を聴かなければならない。
- 6 留置業務管理者は、被留置者を留置保護室に収容した場合には、速やかに本部長に報告しなければならない。

(災害時の避難及び解放)

第69条 留置業務管理者は、地震、火災その他の災害に際し、留置施設内で避難の方法がないときは、被留置者をあらかじめ指定した適当な場所に護送しなければならない。

2 前項の場合において、被留置者を護送することができない場合には、留置業務管理者は、その者を留置施設から解放することができる。また、地震、火災その他の災害に際し、留置施設の外にある被留置者を避難させるための適当な場所に護送することができないときも、同様とする。

3 留置業務管理者は、前項の規定により被留置者を解放するときは、あらかじめ指定した出頭すべき日時及び場所を被留置者に告知しなければならない。

(非常計画)

第70条 留置業務管理者は、あらかじめ、被留置者が逃走しようとした場合における身柄の確保のための態勢等逃走を防止するために必要な事項、災害が発生した場合の避難場所その他円滑な避難を確保するために必要な事項その他非常の場合に対処するための非常計画を策定し、当該計画に基づき留置主任官に必要な訓練を実施させなければならない。

(留置施設の一斉点検)

第71条 省略

第10節 面会

(面会の相手方)

第72条 留置業務管理者は、被留置受刑者以外の被留置者に対し、他の者から面会の申出があったときは、被留置者又はその面会の相手方が国語に通じない場合において、その被留置者が通訳の費用を負担しない場合を除き、これを許すものとする。ただし、その被留置者が未決拘禁者である場合において、刑事訴訟法で定めるところによりその者の面会が許されないときは、この限りでない。

(被留置受刑者の面会の相手方)

第73条 留置業務管理者は、被留置受刑者に対し、次に掲げる者から面会の申出があったときは、被留置受刑者又はその面会の相手方が国語に通じない場合において、その被留置者が通訳の費用を負担しない場合を除き、これを許すものとする。ただし、その被留置受刑者が未決拘禁者である場合は、前条ただし書の規定を準用する。

(1) 被留置受刑者の親族

(2) 婚姻関係の調整、訴訟の遂行、事業の維持その他の被留置受刑者の身分上、法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要な者

(3) 被留置受刑者の更生保護に関係のある者、被留置受刑者の釈放後にこれを雇用しようとする者その他の面会により被留置受刑者の改善更生に資すると認められる者

2 留置業務管理者は、被留置受刑者に対し、前項各号の者以外の者から面会の申出があった場合において、その者との交友関係の維持その他面会することを必要とする事情があり、かつ、面会により、留置施設内の規律及び秩序を害する結果を生じ、又はその被留置受刑者の改善更生に支障を生ずるおそれがないと認めるときは、これを許

すことができる。ただし、その被留置者が未決拘禁者である場合は、前条ただし書の規定を準用する。

(弁護人等との面会)

第 74 条 留置主任官は、弁護人等から面会の申出があったときは、被留置者の意思、刑事訴訟法第 31 条に規定する弁護人資格の有無及び刑事訴訟法第 39 条第 3 項の規定による接見等の指定に関する通知の有無を確認し、適正な取扱いをしなければならない。

2 留置担当官は、弁護人等と被留置者との面会に立ち会ってはならない。ただし、面会時における書類その他の物の授受については、留置施設の保安上支障がある物の授受を防止するため、これを検査することができる。

(弁護人等以外の者との面会の立会い等)

第 75 条 留置業務管理者は、留置担当官等に被留置者の面会（弁護人等との面会を除く。）に立ち合わせ、又はその面会の状況を録音させ、若しくは録画させるものとする。

2 留置業務管理者は、前項にかかわらず、被留置者と次に掲げる者との面会については、留置施設内の規律及び秩序を害する結果又は未決拘禁者について罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがあると認めるべき特別の事情がある場合を除き、その立会い並びに録音及び録画をさせてはならない。

(1) 自己に対する留置業務管理者の措置その他自己が受けた処遇に関し調査を行う
国又は地方公共団体の機関の職員

(2) 自己に対する留置業務管理者の措置その他自己が受けた処遇に関し弁護士法
(昭和 24 年法律第 205 号) 第 3 条第 1 項に規定する職務を遂行する弁護士
(面会の一時的停止及び終了)

第 76 条 留置担当官等は、次の各号のいずれかの場合（弁護人等との面会の場合にあっては、第 1 号イに限る。）には、その行為若しくは発言を制止し、又はその面会を一時停止させることができる。この場合において、面会の一時的停止のため、被留置者又は面会の相手方に対し面会の場所からの退出を命じ、その他必要な措置をとることができる。

(1) 被留置者又は面会の相手方が次のア又はイの行為をするとき。

ア 第 78 条に規定する制限及び措置に違反する行為

イ 留置施設内の規律及び秩序を害する行為

(2) 被留置者又は面会の相手方が次のアからウまでのいずれかの内容の発言をするとき。

ア 暗号の使用その他の理由によって、留置担当官等が理解できないもの

イ 犯罪の実行を共謀し、あおり、又は唆すもの

ウ 留置施設内の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれのあるもの

(3) 未決拘禁者又はその面会の相手方が罪証の隠滅の結果を生ずるおそれのある内容の発言をするとき。

(4) 被留置受刑者又はその面会の相手方が次のア又はイのいずれかに該当する内容の発言をするとき。

ア 被留置受刑者の改善更生に支障を生ずるおそれのあるもの

イ 特定の用務の処理のため必要であることを理由として許された面会において、その用務の処理のため必要な範囲を明らかに逸脱するもの

2 留置業務管理者は、前項の規定により面会が一時停止された場合において、面会を継続させることが相当でないと認めるときは、その面会を終わらせることができる。
(弁護士等との面会に係る制限)

第 77 条 被留置者の弁護士等との面会の日及び時間帯は、原則として休日を除く執務時間内とする。

2 前項の面会の相手方の人数は、3 人以内とする。

3 留置業務管理者は、弁護士等から前 2 項の定めによらない面会の申出があった場合において、留置施設の管理運営上支障があるときを除いては、これを許すものとする。

4 留置業務管理者は、被留置者の弁護士等との面会に関し、面会の場所について、原則として留置施設の面会室とすることができる。

(弁護士等以外の者との面会に係る制限)

第 78 条 留置業務管理者は、被留置者と弁護士等以外の者との面会に関し、面会の相手方の人数、面会の場所、日及び時間帯、面会の時間及び回数その他面会の態様について留置施設の管理運営上必要な制限として、次に掲げる措置をとることができる。

(1) 同時に面会することができる面会の相手方の人数を 3 人までとすること。

(2) 面会の場所を面会室とすること。

(3) 面会の日を休日を除く日とすること。

(4) 面会の時間帯を当該留置施設の執務時間内とすること。

(5) 面会の時間は、おおむね 15 分を下回らないものとする。ただし、面会の申出の状況等やむを得ない事由があると認められる場合は、5 分を下回らないものとする。

(6) 面会の回数を 1 日につき 1 回とする。ただし、特に必要と認める場合に限り、加えて面会ができることとすること。

2 留置業務管理者は、被留置者と弁護士等以外の者との面会の実施に当たり、面会の申出をする者が遵守すべき事項を掲示その他の方法により、当該申出者に告知するものとする。

第 11 節 信書の発受

(発受を許す信書)

第 79 条 留置業務管理者は、被留置者に対し、この節又は第 87 条第 4 項の規定により禁止される場合並びに未決拘禁者について刑事訴訟法で定めるところにより信書の発受が許されない場合を除き、他の者との間で信書を発受することを許すものとする。

(信書の検査)

第 80 条 留置業務管理者は、留置担当官等に未決拘禁者が発受する信書（静岡県留置施設視察委員会に対する信書を除く。）について、検査を行わせるものとする。

2 留置業務管理者は、留置施設内の規律及び秩序の維持その他の理由により必要があると認める場合には、留置担当官等に未決拘禁者以外の被留置者が発受する信書について、検査を行わせることができる。

3 次に掲げる信書について行う前 2 項の検査は、これらの信書に該当することを確認するために必要な限度において行うものとする。ただし、第 1 号ウ及び第 2 号イの信書について、留置施設内の規律及び秩序を害する結果又は未決拘禁者について罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがあると認めるべき特別の事情があるときは、この限りでない。

(1) 被留置者が次の者から受ける信書

ア 弁護士等

イ 国又は地方公共団体の機関

ウ 自己に対する留置業務管理者の措置その他自己が受けた処遇に関し弁護士法第 3 条第 1 項に規定する職務を遂行する弁護士（弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人を含む。以下この節において同じ。）

(2) 未決拘禁者以外の被留置者が次の者に対して発する信書

ア 自己に対する留置業務管理者の措置その他自己が受けた処遇に関し調査を行う国又は地方公共団体の機関

イ 自己に対する留置業務管理者の措置その他自己が受けた処遇に関し弁護士法第 3 条第 1 項に規定する職務を遂行する弁護士

(被留置受刑者の信書の発受の禁止)

第 81 条 留置業務管理者は、犯罪性のある者その他被留置受刑者が信書を発受することにより、留置施設内の規律及び秩序を害し、又は被留置受刑者の改善更生に支障を生ずるおそれがある者（被留置受刑者の親族を除く。）については、被留置受刑者がその者との間で信書を発受することを禁止することができる。ただし、婚姻関係の調整、訴訟の遂行、事業の維持その他の被留置受刑者の身分上、法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のため信書を発受するときは、この限りでない。

(信書の内容による差止め等)

第 82 条 留置業務管理者は、第 80 条の信書の検査の結果、被留置者が発受する信書について、その全部又は一部が次の各号のいずれかの場合には、その発受を差し止め、又はその該当箇所を削除し、若しくは抹消することができる。

- (1) 暗号の使用その他の理由によって、留置担当官等が理解できない内容のものであるとき。
 - (2) 発受によって、刑罰法令に触れることとなり、又は刑罰法令に触れる結果を生ずるおそれがあるとき。
 - (3) 発受によって、留置施設内の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき。
 - (4) 威迫にわたる記述又は明らかな虚偽の記述があるため、受信者を著しく不安にさせ、又は受信者に損害を被らせるおそれがあるとき。
 - (5) 受信者を著しく侮辱する記述があるとき。
 - (6) 未決拘禁者が発受する信書について、その発受によって、罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがあるとき。
 - (7) 被留置受刑者が発受する信書について、その発受によって、その改善更生に支障を生ずるおそれがあるとき。
- 2 前項の規定により被留置者の発受する信書について留置業務管理者がその発受を差し止め、又はその一部を削除し、若しくは抹消する場合には、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める措置を行うものとする。
 - (1) 信書の一部が前項各号のいずれかに該当する場合（次号に掲げる場合を除く。）
該当箇所の削除又は抹消
 - (2) 信書の全部が前項各号のいずれかに該当する場合、これに該当する記述が信書の全般にわたっている場合その他削除又は抹消の方法により難しい場合 当該信書の発受の差し止め
 - 3 前項第1号による削除又は抹消を行う場合は、原則として抹消の方法によるものとする。
 - 4 第1項各号の措置を行った場合は、速やかに次に掲げる措置をとるものとする。
 - (1) 差し止めをする場合は、当該被留置者にその旨を口頭により告知すること。
 - (2) 削除をする場合は、当該箇所を削除した上で、当該信書（削除した部分を除く。）を被留置者に引き渡し、又は発信するとともに、当該被留置者にその旨を口頭により告知する。
 - (3) 抹消する場合は、抹消する部分の複製を作成した上で、当該箇所を抹消し、当該信書を被留置者に引き渡し、又は発信するとともに、当該被留置者にその旨を口頭により告知する。
 - 5 前項各号の措置をとった場合は、その旨を被留置者信書発受簿に記載することとする。
 - 6 被留置者が国又は地方公共団体の機関との間で発受する信書であってその機関の権限に属する事項を含むもの及び被留置者が弁護士との間で発受する信書であってその被留置者に係る弁護士法第3条第1項に規定する弁護士の職務に属する事項を含むもの

のについては、その発受の差止め又はその事項に係る部分の削除若しくは抹消は、その部分の全部又は一部が第1項第1号から第3号まで又は第6号のいずれかの場合に限り、これを行うことができる。

(信書に関する制限)

第83条 留置業務管理者は、被留置者が発する信書の作成要領、その発信の申請の日及び時間帯、被留置者が発信を申請する信書（弁護士等に対して発するものを除く。）の通数並びに被留置者の信書の発受の方法について、次に掲げる留置施設の管理運営上必要な制限をすることができる。

- (1) 信書の用紙及び封筒の規格を留置業務管理者が定めるものに限ること。
- (2) 1通の信書につき使用できる用紙の枚数を5枚とすること。
- (3) 1枚の用紙に記載することができる字数を400字以内とすること。
- (4) 字の大きさその他信書の検査を円滑に行うため必要な記載事項を定めること。
- (5) 信書の発信の申請の日を緊急に発する必要がある信書の発信の申請を除き、休日を除く日とすること。
- (6) 信書の発信の申請の時間帯を緊急に発する必要がある信書の発信の申請を除き、執務時間内とすること。
- (7) 信書の発信を申請する信書（弁護士等に対して発するものを除く。）の通数を1日につき1通とすること。
- (8) 信書の発信の方法を次に掲げるものとすること。
 - ア 郵便物（書留、引き受け時刻証明、内容証明及び特別送達を除く。）による方法
 - イ 電報による方法
- (9) 信書の受信の方法を次に掲げるものとすること。
 - ア 郵便物又は民間事業者による信書郵便物とする方法
 - イ 電報による方法
- (10) 被留置者に宛てた信書であって、紙以外の物品にその内容が記載されたもの、音を発する装置の付いたものその他信書以外の物品としての性質を有するものについて、被留置者に引き渡すこととならない場合には、第81条及び第82条の信書の発受を禁止又は差し止める場合を除き、内容の検査後、その被留置者に了知させること。

(発受を禁止した信書等の取扱い)

第84条 留置業務管理者は、信書の発受を禁止し、又は差し止めた場合にあってはその信書を、信書の一部を削除した場合にあってはその削除した部分を保管するものとする。

2 留置業務管理者は、信書の記述の一部を抹消する場合には、その抹消する部分の複製を作成し、これを保管するものとする。

- 3 留置業務管理者は、被留置者の釈放の際、発受を禁止し、差し止め又は一部削除の上保管する信書の全部若しくは一部又は複製（以下「発受禁止信書等」という。）をその者に引き渡すものとする。
- 4 被留置者が死亡した場合における発受禁止信書等の引渡しについては、その申請を最初にした遺族等に対し、発受禁止信書等を引き渡すものとする。
- 5 前2項の規定にかかわらず、発受禁止信書等の引渡しにより留置施設内の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるときは、これを引き渡さないものとする。また、釈放された被留置者が、釈放後に発受禁止信書等の引渡しを求めた場合において、その引渡しにより留置施設内の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるときも同様とする。
- 6 第43条第1項、第44条第1項、第45条第4項の遺留物については、被留置者に係る発受禁止信書等を準用する。
- 7 第5項により、留置施設内の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがある引き渡さないこととした発受禁止信書等は、被留置者の釈放又は死亡の日から起算して3年を経過した日に、静岡県に帰属するものとする。

なお、その手続は、別に定める。

（発信に要する費用）

第85条 信書の発信に要する費用については、当該信書を発信する被留置者に負担させるものとする。ただし、留置業務管理者が発信の目的に照らし相当と認めるときは、その全部又は一部を静岡県の負担とすることができる。

（被留置者作成の文書図画）

第86条 留置業務管理者は、被留置者がその作成した文書図画（信書を除く。）を他の者に交付することを求めた場合において、その交付については、被留置者が発する信書の取扱いに準じて検査その他の措置をとることができる。

第12節 外国語による面会等

（外国語による面会等）

- 第87条 留置業務管理者は、被留置者又はその面会の相手方が国語に通じない場合には、面会の際の外国語の使用を許すものとする。
- 2 留置業務管理者は、被留置者又はその信書の発受の相手方が国語に通じない場合その他相当と認める場合には、外国語による信書の発受を認めるものとする。
 - 3 前2項により外国語による面会又は信書の発受を認める場合において、発言又は信書の内容を確認するため通訳又は翻訳が必要であるときは、当該通訳等に要する費用を被留置者に負担させるものとする。ただし、留置業務管理者が面会又は発信の目的に照らし相当と認めるときは、その全部又は一部を静岡県の負担とすることができるものとする。

- 4 被留置者が前項の前段による負担すべき費用を負担しないときは、その面会又は信書の発受を認めないものとする。

第3章 護送

(護送勤務員)

第88条 留置主任官は、被留置者を護送するに当たり、留置担当官又は留置業務補助者の中から、護送する被留置者（以下「被護送者」という。）の戒護員及び護送車両の運転員（以下「護送勤務員」という。）を配置しなければならない。

- 2 女性被留置者の護送に当たり、女性の留置担当官又は女性処遇担当者を配置しなければならない。ただし、女性警察官以外の女性職員を戒護員に従事させてはならない。

- 3 受託留置業務管理者は、受託に係る被留置者の護送について、委託留置業務管理者に護送車両及び護送勤務員の派遣を求め、当該護送業務を指揮するものとする。

(護送計画)

第89条 留置業務管理者は、留置主任官に護送計画を策定させるに当たり、被護送者の人権に配慮させるとともに、護送の手段、方法、戒護態勢等について具体的に指揮し、並びに当該護送計画における護送経路の危険箇所及び危険物について点検して被護送者の逃走、自殺、罪証隠滅等の事故防止を図らなければならない。

- 2 留置業務管理者は、男性若しくは女性の別、20歳以上の者若しくは少年の別、共犯関係又は被留置者の性癖、健康等の理由により同時に護送することが適当でないときは、これを分離しなければならない。

- 3 留置主任官は、護送計画の策定に当たり、被護送者の年齢、性別、体格、性癖、健康、行状等に応じ、護送業務に適任と認められる者を指定しなければならない。この場合において、署の幹部等は、護送業務の適正かつ円滑な運用を図るため、留置主任官に積極的に協力しなければならない。

- 4 捜査主任官は、引き当たり捜査等で被留置者を護送する必要があるときは、留置主任官に護送の日時、場所、理由等を記載した書面で要請し、留置主任官は要請があった護送計画を点検し、必要な変更を加える等して適正な護送計画を策定しなければならない。

(集中護送)

第90条 総務部留置管理課長は、必要と認める場合には、複数の留置施設に護送車を巡回させ、複数の被留置者を検察庁等へ護送（以下「集中護送」という。）するものとする。

- 2 総務部留置管理課長は、集中護送を行うに当たり、戒護態勢に必要な護送勤務員を配置するものとし、被護送者に係る受託留置業務管理者又は委託留置業務管理者に対して必要な人数の戒護員等の派遣を求めることができる。

(単独護送)

第 91 条 留置業務管理者は、被留置者が共犯関係その他の理由により集中護送をすることが適当でないとしたときは、当該被留置者を分離して護送（以下「単独護送」という。）するものとする。

2 留置業務管理者は、単独護送の場合は、原則として被護送者一人に対して複数の戒護員（護送車両の運転員を除く。）を配置するものとする。

（護送の実施）

第 92 条 護送は、原則として護送用警察車両で行うものとする。ただし、地理的な事情その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

2 留置主任官は、護送の都度、護送勤務員に対して具体的な留意事項等について指示を行うとともに、手錠及び捕縄等戒具の施用状態の適否等を点検しなければならない。

第 4 章 不服申立て等

第 1 節 審査の申請及び再審査の申請

（審査の申請）

第 93 条 次に掲げる留置業務管理者の措置に不服がある者は、書面で本部長に対し、審査の申請を行うことができる。

(1) 第 31 条又は第 64 条の規定による自弁の物品の使用又は摂取を許さない処分

(2) 第 64 条第 2 項及び第 65 条第 2 項の規定による物を県に帰属させる処分

(3) 第 39 条の規定による領置されている現金の使用又は第 40 条の規定による保管私物若しくは領置されている金品の交付を許さない処分

(4) 第 54 条第 1 項の規定による診療を許さない処分又は同条第 4 項の規定による診療の中止

(5) 第 57 条の規定する宗教上の行為の禁止又は制限

(6) 第 58 条第 1 項若しくは第 59 条又は第 65 条の規定による書籍等の閲覧の禁止又は制限

(7) 第 58 条第 4 項の規定による費用を負担させる処分

(8) 第 81 条、第 82 条若しくは第 83 条又は第 86 条の規定による信書の発受又は文書図画の交付の禁止、差止め又は制限

(9) 第 84 条第 5 項の規定による発受禁止信書等の引渡しをしない処分（同条第 3 項による引渡しに係るものに限る。）

(10) 第 87 条第 3 項の規定による費用を負担させる処分

2 審査の申請は、これを行う者が自らしなければならない。

3 審査の申請は、措置の告知があった日の翌日から起算して 30 日以内にしなければならない。

4 天災その他前項の期間内に審査の申請をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、同項の規定にかかわらず、その理由がやんだ日の翌日から起算して 1 週間以内に限り、審査の申請をすることができる。

(申請書の交付)

第 94 条 留置業務管理者は、被留置者が審査の申請をすることを希望する場合には、その被留置者に対し、速やかに審査の申請を行う書面（以下「申請書」という。）を交付するものとする。

(申請書の作成)

第 95 条 留置業務管理者は、申請書を自書することができない者から代書を希望する旨の申出があった場合には、留置業務管理者が指定する留置担当官に代書させるものとする。

- 2 留置業務管理者は、複数の被留置者が共同し、又は他の被留置者に代わって申請書を作成することを申し出た場合には、これを認めないものとする。
- 3 留置業務管理者は、審査の申請を希望する被留置者が申請書の発送を申し出た場合には、留置担当官に立ち会わせて上、当該被留置者に封筒に申請書を入れさせ、封かんを行わせた後に留置担当官に提出させるものとする。
- 4 被留置者が作成中の申請書を保管場所に保管する場合には、留置担当官に立ち会わせて上、当該被留置者に封筒に申請書を入れさせ、封かんを行わせるものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、申請書の作成に関する事項は、留置施設の実態等に則し、留置業務管理者が適正に判断するものとする。

(申請期間)

第 96 条 審査の申請が可能となる期間を計算するに当たっては、送付に要した日数に留置施設において申請書の送付手続に要した日数を含めるものとする。

(裁決書の謄本の交付)

第 97 条 本部長は、申請書を提出した者（以下「申請人」という。）が処分庁と異なる留置施設に留置されている場合には、裁決書の謄本を当該留置施設の留置業務管理者にも送付する。

- 2 留置業務管理者は、裁決書の謄本が申請人に送付されたときは、速やかにこれを交付するものとする。ただし、釈放その他の事由により申請人に裁決書の謄本を交付できないときは、本部長に返送するものとする。

(審査の申請の取下げ)

第 98 条 留置業務管理者は、申請人が、審査の申請を取り下げる旨を申し出た場合には、その者に対し、審査の申請の取下げを行う書面（以下「申請取下げ書」という。）を交付するものとする。

- 2 本部長は、申請取下げ書を受理したときは、審査の申請を打ち切る。
- 3 第 95 条第 1 項及び第 5 項の規定は、審査の申請の取下げについて準用する。この場合において、同条第 1 項及び同条第 5 項中の「申請書」とあるのは「申請取下げ書」と読み替えるものとする。

(再審査の申請)

第 99 条 審査の申請の裁決に不服がある者は、書面で公安委員会に対し、再審査の申請をすることができる。

2 前項の規定による再審査の申請は、審査の申請について裁決の告知があった日の翌日から起算して 30 日以内に行わなければならない。

3 留置業務管理者は、第 1 項の再審査の申請の申出を受けた場合には、公安委員会規則による申請手続を教示するものとする。

第 2 節 事実の申告

(本部長に対する事実の申告)

第 100 条 被留置者は、自己に対する留置担当官等による行為であって、次に掲げるものがあつたときは、書面で本部長に対し、その事実を申告することができる。

(1) 身体に対する違法な有形力の行使

(2) 違法又は不当な捕縄、手錠、拘束衣又は防声具の使用

(3) 違法又は不当な留置保護室への収容

2 事実の申告（以下この節において単に「申告」という。）は、これを行う者が自らしなければならない。

3 第 93 条第 3 項及び第 4 項の規定は、申告の申請期間について準用する。

(申告用紙の交付及び作成)

第 101 条 留置業務管理者は、被留置者が、前条の規定による申告をすることを希望する場合には、その被留置者に対し、速やかに申告を行う書面（以下「申告書」という。）を交付するものとする。

2 第 95 条の規定は、申告書の作成について準用する。この場合において、同条中「申請書」とあるのは「申告書」と読み替えるものとする。

(申請期間)

第 102 条 申告が可能な期間を計算するに当たっては、送付に要した日数に留置施設において申告書の送付手続に要した日数を含めるものとする。

(確認結果の通知)

第 103 条 本部長は、申告に係る事実の有無について確認したときは、その結果を申告に係る留置業務管理者に通知する。

2 留置業務管理者は、通知書が申告書を提出した者（以下「申告人」という。）に送付されたときは、速やかにこれを交付するものとする。ただし、釈放その他の事由により申告人に通知書を交付できないときは、申告先である本部長に返送するものとする。

(申告の取下げ)

第 104 条 留置業務管理者は、申告人が申告を取り下げる旨を申し出た場合には、その者に対し、申告の取下げを行う書面（以下「申告取下げ書」という。）を交付するものとする。

- 2 第 95 条第 1 項及び第 5 項並びに第 98 条第 2 項の規定は、申告の取下げについて準用する。この場合において、第 95 条第 1 項及び第 5 項中「申請書」とあるもの並びに第 98 条第 2 項中「申請取下げ書」とあるのは「申告取下げ書」と、「審査の申請」とあるのは、「申告」と読み替えるものとする。

(公安委員会に対する申告)

第 105 条 申告の裁決に不服がある者は、書面で公安委員会に対し、申告を行うことができる。

- 2 前項の規定による申告は、申告について裁決の告知があった日の翌日から起算して 30 日以内にしなければならない。
- 3 留置業務管理者は、第 1 項の申告の申出を受けた場合には、公安委員会規則による申告手続を教示するものとする。

第 3 節 苦情の申出

(本部長に対する苦情の申出)

第 106 条 被留置者は、自己に対する留置業務管理者の措置その他自己が受けた処遇について、書面で本部長に対し、苦情の申出をすることができる。

- 2 苦情の申出は、これを行う者が自らしなければならない。
- 3 本部長は、苦情の申出を受けたときは、誠実に対応し、取扱いの結果を苦情の申出をした者に通知する。ただし、その者が釈放されたときは、この限りでない。

(申出用紙の交付及び作成)

第 107 条 留置業務管理者は、被留置者が本部長に対する苦情の申出をする旨を申し出た場合には、その被留置者に対し、速やかに苦情の申出を行う書面（以下「申出書」という。）を交付するものとする。

- 2 第 95 条の規定は、申出書の作成について準用する。この場合において、同条中「申請書」とあるのは「申出書」と読み替えるものとする。

(処理の終結)

第 108 条 本部長に対する苦情の申出が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める苦情の申出について、処理を終結させる。

- (1) 複数の被留置者が共同して作成した苦情の申出であることが判明したとき、その苦情の申出
- (2) 所定の手続によることなく代書された苦情の申出であることが判明したとき、その苦情の申出
- (3) 苦情の申出をした被留置者（以下「申出人」という。）が苦情の申出を取下げたとき、その苦情の申出
- (4) 申出人が釈放され、又は死亡したとき、申出人に係る処理が終結していない全ての苦情の申出

2 本部長に対する苦情の申出の趣旨が次の各号のいずれかに該当することが明らかとなつた場合は、その苦情の申出については、処理を終結させる。

- (1) 既に本部長又は監査官に対する苦情の申出に対する決定がなされた事項についての苦情であるとき。
- (2) 留置施設から釈放されたことのある申出人について、その釈放前における留置施設の措置その他処理についての苦情であるとき。
- (3) 申出人に対する留置業務管理者の措置その他申出人が受けた処理以外についての苦情であるとき。
- (4) 自己の感想、希望又は意見を述べたものであり、苦情に当たらないと判断されるとき。
- (5) その趣旨が不明であるとき。

(処理の結果の通知)

第 109 条 本部長が行う処理の結果の通知の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 申し出された苦情に係る事実関係の有無
- (2) 事実関係が確認できた場合は、苦情の対象となる措置その他処理の問題点の有無
- (3) 問題点のある措置、その他処理については、講じた措置
- (4) 前条の規定により処理を終結した場合はその旨
- (5) その他参考事項

2 通知は、申出人を留置する留置業務管理者又はその指名する留置担当官が、申出人に口頭で告知することによって行うものとする。ただし、釈放その他の事由により申出人に通知できないときは、その旨を記録すれば足りる。

(苦情の申出の取下げ)

第 110 条 留置業務管理者は、申出人が苦情の申出を取り下げる旨を申し出た場合には、その者に対し、速やかに苦情の申出の取下げを行う書面（以下「申出取下げ書」という。）を交付するものとする。

2 第 95 条第 1 項及び第 5 項並びに第 98 条第 2 項の規定は、苦情の申出の取下げについて準用する。この場合において、第 95 条第 1 項及び第 5 項中「申請書」とあるもの並びに第 98 条第 2 項中「申請取下げ書」とあるのは、「申出取下げ書」と読み替えるものとする。

(監査官に対する苦情の申出)

第 111 条 被留置者は、自己に対する留置業務管理者の措置その他自己が受けた処遇について、口頭又は書面で、監査官に対し、苦情の申出を行うことができる。

2 苦情の申出は、これを行う者が自らしなければならない。

- 3 監査官は、苦情の申出を受けたときは、誠実に対応し、取扱いの結果を苦情を申し出た者に通知しなければならない。ただし、その者が釈放されたときは、この限りでない。

(事前告知)

第 112 条 留置業務管理者は、法第 18 条の規定により実地監査が行われる場合に当たっては、事前に、被留置者に対し、監査官に対する苦情の申出を行うことができる旨を告知するものとする。

(口頭による苦情の申出)

第 113 条 監査官は、被留置者が、口頭で監査官に対する苦情の申出をする旨を希望する場合において、その被留置者から苦情の申出の内容を聴取するときは、合理的に必要な範囲で被留置者一人当たりの聴取時間等を定めることができる。

- 2 口頭で監査官に対する苦情の申出を行うことができない被留置者又は困難な被留置者が、口頭による監査官に対する苦情の申出を行うに当たって、警察職員による通訳を願い出た場合は、これを許すことができる。

- 3 前項の規定により、通訳を行った警察職員は、苦情の申出の内容を当該留置施設の留置担当官に漏らしてはならない。

(処理の終結)

第 114 条 監査官は、実地監査を命じられた留置施設以外の留置施設における留置業務管理者の措置その他処遇について苦情の申出を受けたときは、処理を終結させる。

(監査官に対する書面による苦情の申出)

第 115 条 第 106 条から第 110 条までの規定は、監査官に対する書面による苦情の申出について準用する。

(留置業務管理者に対する苦情の申出)

第 116 条 被留置者は、自己に対する留置業務管理者の措置その他自己が受けた処遇について、口頭又は書面で、留置業務管理者に対し、苦情の申出をすることができる。

- 2 苦情の申出は、これを行う者が自らしなければならない。
- 3 被留置者が口頭で苦情の申出をしようとするときは、留置業務管理者は、留置担当官（当該苦情に係る留置担当官を除く。）にその内容を聴取させることができる。
- 4 留置業務管理者は、苦情の申出を受けたときは、誠実に対応し、取扱いの結果を苦情を申し出た者に通知しなければならない。ただし、その者が釈放されたときは、この限りでない。

(処理の終結)

第 117 条 留置業務管理者は、当該留置施設以外の留置施設における留置業務管理者の措置その他処遇について苦情の申出を受けたときは、処理を終結させる。

(留置業務管理者に対する書面による苦情の申出)

第 118 条 第 106 条から第 110 条までの規定は、留置業務管理者に対する書面による苦情の申出について準用する。

第 4 節 雑則

(秘密申立て)

第 119 条 留置業務管理者は、被留置者が審査の申請等（審査の申請、再審査の申請又は第 100 条第 1 項若しくは第 105 条第 1 項の規定による申告をいう。次項及び次条において同じ。）をし、又は本部長若しくは監査官に対し苦情の申出をするに当たり、その内容の留置業務に従事する職員等への保秘に関して、必要な措置を講じなければならない。

2 第 80 条の規定にかかわらず、留置業務管理者は、審査の申請等又は苦情の申出の書面を検査してはならない。

(不利益な取扱いの禁止)

第 120 条 留置業務に従事する職員は、被留置者が審査の申請等又は苦情の申出をしたことを理由として、その者に対し不利益となる取扱いをしてはならない。

第 5 章 釈放、移送及び死亡

第 1 節 釈放

(釈放手続)

第 121 条 留置主任官は、被留置者を釈放するときは、事前に留置業務管理者に報告して指揮を受けなければならない。

(帰住旅費等の支給)

第 122 条 釈放される被留置者に対しては、被留置者の経済状況、被留置者の釈放後の帰住地その他の事情を考慮し、必要と認める場合には、その帰住に必要となる旅費又は衣類を支給するものとする。

第 2 節 移送

(移送)

第 123 条 留置主任官は、被留置者を移送するときは、事前に留置業務管理者に報告して指揮を受けなければならない。

2 留置業務管理者は、被留置者を移送する場合においては、その者の健康、行状等に係る処遇上留意すべき事項及び留置施設内の規律、秩序の維持その他留置施設等の管理運営上必要と認められる事項を移送先の長に連絡しなければならない。

第 3 節 死亡

(死亡)

第 124 条 留置業務管理者は、被留置者が死亡した場合には、その親族に対し、その死亡の原因及び日時並びに交付すべき遺留物又は発受禁止信書等があるときはその旨を速やかに通知しなければならない。ただし、親族の所在が明らかでないため、通知をすることができないときは、被留置者がその国籍を有する外国の大使、公使、領事館

等、死体の埋葬若しくは火葬を行う者又は死亡した被留置者の遺留物の管理を行うことが適当と認められる者に通知をするものとする。

第6章 簿冊の備付け等

(簿冊の備付け)

第125条 留置施設には、「被留置者名簿」、「被留置者出入簿」、「被留置者金品出納簿」、「被留置者反則行為措置簿」、「被留置者診療簿」、「被留置者戒具使用・留置保護室収容簿」、「被留置者面会簿」、「被留置者信書発受簿」、「看守勤務日誌」その他の本部長が別に定める簿冊を備え付け、所定の事項を記録しなければならない。

(委任)

第126条 この訓令に定めるもののほか、留置管理に必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年6月1日から施行する。

(既存訓令の廃止)

2 静岡県警察留置管理に関する訓令（平成17年県本部訓令第6号）は、廃止する。

附 則(平成20年12月22日県本部訓令第59号)

この訓令は、平成20年12月22日から施行する。

附 則(平成22年10月4日県本部訓令第41号)

この訓令は、平成22年10月4日から施行する。

附 則(平成23年3月14日県本部訓令第11号)

この訓令は、平成23年3月17日から施行する。

附 則(平成25年3月27日県本部訓令第14号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月19日県本部訓令第7号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月14日県本部訓令第12号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第20条第1項の改正、同条に1項を加える改正並びに第80条及び第89条の改正は、令和5年3月14日から施行する。

附 則(令和5年3月17日県本部訓令第18号)
この訓令は、令和5年3月20日から施行する。